

第 9 期介護保険事業計画 (令和 6 ～ 8 年度)の 介護保険料について

1. 介護保険の財源及び保険料の算出について

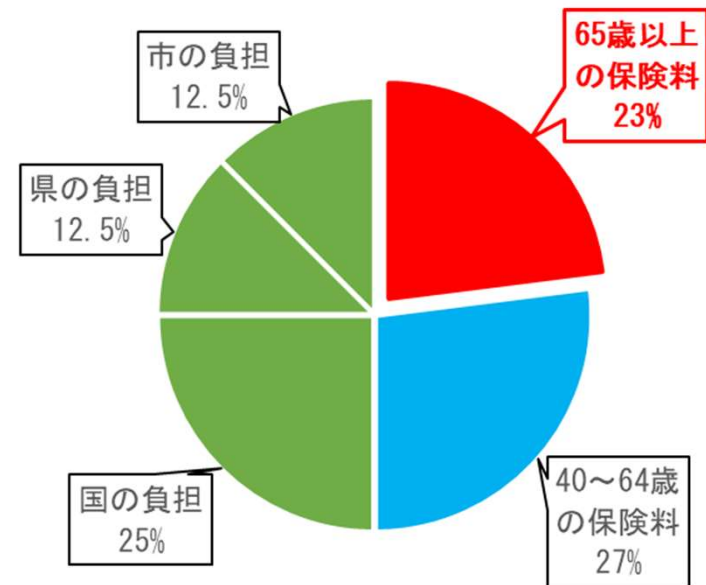
介護保険料は、3年ごとに策定される介護保険事業計画の計画期間の3年間の介護サービスにかかる費用をもとに算出し、1人あたりの平均的な保険料額（基準額）を決定します。

第1号被保険者（65歳以上の方）のこの基準額から、世帯の所得などに応じて段階別に保険料が決まります。

○介護保険の財源構成

介護保険の財源は、50%を保険料でまかない、残り50%を公費でまかなう仕組みになっています。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者（23%）、40～64歳の第2号被保険者（27%）で負担しています。



○保険料(第1号被保険者)の算出方法

$$\text{保険料算定給付費} = (\text{標準給付費} + \text{地域支援事業}) \times 23\%$$

$$\text{保険料基準額（第5段階）} = \text{保険料算定給付費} \div \text{予定収納率（98.5\%）} \div \text{被保険者数（補正後）}$$

2. 保険料の推移等について

○高岡市の保険料基準額（第5段階）の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
年額	33,900円	42,600円	55,400円	55,400円	63,700円	68,700円
月額	2,825円	3,550円	4,620円	4,620円	5,310円	5,727円
対前期比増加率	—	25.7%	30.0%	0.0%	15.0%	7.8%

第7期	第8期	第9期
68,700円	77,900円	77,900円
5,727円	6,494円	6,494円
0.0%	13.4%	0.0%

3. 第9期計画の保険料について

○第8期計画からの保険料の主な増減要因

- ① 要介護認定者の増加（サービスの利用増による増額）
537人増（R5→R8見込み）
- ② 介護サービス整備による増額
特別養護老人ホーム40床増、地域密着型特別養護老人ホーム29床増等（第9期計画中）
- ③ 介護報酬の改定による増額（公定価格の引き上げ）
R 6改定率：+1.59%
【参考】過去の改定率 R3: +0.7% H30: +0.54%
- ④ 介護給付費支払準備基金の活用（取り崩し）による減額
準備基金取崩額：7.4億円

3. 第9期計画の保険料について

○第9期計画保険料の改正点（6ページ参照）

高所得者の保険料を引き上げつつ、低所得者（第1～3段階）の保険料の上昇を抑制する観点から、国の示す標準段階区分に合わせて、所得段階を見直します。

①保険料基準額（第5段階）は、介護給付費支払準備基金を活用し、据え置く。

第8期 77,900円/年 → 第9期 77,900円/年

②所得段階は、国の法令改正に伴い13段階以上の設定が必須となることから、所得段階を13段階に設定。

第11段階 → 第13段階

③調整率は、第1～9段階を据え置き、第10段階以降を段階差が「0.1」間隔となるよう設定。

第10段階 1.80→1.85 第11段階 1.80→1.95 第12段階 1.80→2.05 第13段階 1.85→2.15

3. 第9期計画の保険料について

(現行) 第8期保険料基準額 77,900円/年 (6,494円/月)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11
所得基準額(万円)	市民税非課税世帯			市民税本人非課税		市民税本人課税					
	80以下	80~120	120超	80以下	120未満	120未満	120~200	200~300	300~400	400~700	700以上
調整率(市)	0.300	0.500	0.650	0.90	1.00	1.15	1.25	1.50	1.75	1.80	1.85
保険料額(年額/円)	23,400	39,000	50,600	70,100	77,900	89,600	97,400	116,900	136,300	140,200	144,100

(改定後) 第9期保険料基準額 77,900円/年 (6,494円/月)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13
所得基準額(万円)	市民税非課税世帯			市民税本人非課税		市民税本人課税							
	80以下	80~120	120超	80以下	120未満	120未満	120~200	200~300	300~400	400~500	500~600	600~700	700以上
調整率(市)	0.300	0.500	0.650	0.90	1.00	1.15	1.25	1.50	1.75	1.85	1.95	2.05	2.15
保険料額(年額/円)	23,400	39,000	50,600	70,100	77,900	89,600	97,400	116,900	136,300	144,100	152,000	159,800	167,500
増減(第8期比)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900	11,800	19,600	23,400

※今回の改正では、能登半島地震の被災者等に配慮し、介護給付費準備基金を活用することで第8期保険料の水準が維持されますが、第10期計画(令和9年度~)以降においても、引き続き介護給付費の増加が見込まれることから、第10期計画での保険料引き上げは必須となります。【参考】第10期計画の保険料基準額(R9見込み) 85,200円/年(7,100円/月)